

社会福祉法人青谷福祉会

所在地：鳥取市

業種：医療、福祉業

労働者数：129人（令和2年2月1日現在）



認定日 令和2年1月28日

行動計画の内容・取組状況

計画期間 平成28年10月1日～平成31年3月31日（2年6月・第1期目）

目標

1. 妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。
また、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。（介護休業を利用する職員についても同様とする。）
2. 育児短時間勤務を利用する職員の就業時間9時から16時までの定めを廃止し、勤務時間6時間までを限度とし、本人が希望する時間帯での短時間勤務を認める。
3. 日頃の業務の見直しなど各管理職が中心となって推進し、所定外労働の軽減や有給休暇取得の向上に努める。

取組状況

1. 本部に相談窓口を一元化して設置するとともに、キャリアコンサルティング会社と契約。内部相談窓口・外部相談窓口の何れにも相談することができる相談窓口を設置した。
社員から妊娠の報告を受けた都度、産前・産後・育児休業中及び育休復帰時の社会保険制度等について、情報提供した。
2. 育児短時間勤務を、所定労働時間を6時間と7時間から選択できるようにするとともに、本人が希望する就業時間で弾力的に活用できるよう就業規則を変更した。
3. 管理職が中心となり、所定外労働の軽減や有給取得促進のため、実績を各部署に配布・回覧し、業務量や業務内容を見直すとともに、管理職が会議等で職員に有給取得を推奨した。
変形労働時間制を導入し、所定外労働の軽減に努めた。

実績

◎行動計画の目標を達成。

1. 計画期間内に育児休業取得した女性社員7名に、妊娠・出産に関する情報提供をした。
2. 育休復帰した職員1名が、希望に沿った就業時間等で育児短時間勤務を行った。
3. 平成30年度の有給休暇の取得率が、平成29年度と比較して0.42%上昇した。